

平成26年度みえ森と緑の県民税制度運営事業
(みえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、みえ森と緑の県民税の普及啓発、みえ森と緑の県民税関連データ管理)

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営

みえ森と緑の県民税を活用した事業結果等について調査審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置・運営します。

(2) みえ森と緑の県民税の普及啓発

平成26年度から新たに税が導入されることについて、ポスター掲出や映画館でのCM等によって様々な層に周知し、制度への県民理解を促進します。個人住民税の徴収が本格的に始まる6月を目途に、4・5・6月で集中的に広報を展開します。

①. 広告物作成

ポスター、リーフレット、啓発物（ポケットティッシュなど）を作成します。

②. PR活動

主要駅でのポスター掲示、映画館でのCMのほか、啓発物等を使用してPR活動を行います。

(3) みえ森と緑の県民税関連データ管理

みえ森と緑の県民税関連の県営事業及び市町交付金事業の実績等を管理するため、県と市町とのデータ交換が可能なソフトを新たに導入し、台帳管理やデータの整理等を行います。

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営

平成26年三重県議会定例会6月定例会議にて「みえ森と緑の県民税評価委員会条例」が可決・成立しました。県では、同条例を7月17日に公布し、同日施行しました。

1. みえ森と緑の県民税評価委員会条例の概要

(設置) 第1条

みえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（以下「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(所掌事項) 第2条

委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議します。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例附則第五項規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 その他知事が必要と認める事項

(組織・委員・委員長及び副委員長) 第3条・第4条・第5条

委員会は、委員10人以内で組織するものとし、委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命するものとします。委員の任期は2年とします。また、委員会には委員長及び副委員長を各1人設置します。

2. 委員の任命

次の10名を委員として任命しました。

任期は、平成26年10月1日から平成28年9月30日の2年間です。

委員氏名	所属団体等	分野
大浦 由美	和歌山大学観光学部准教授	学識経験者
川崎 淑子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスアドバイザー	NPO活動
玉置 保	紀北町立赤羽中学校長・三重県小中学校長会幹事	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会事務局長	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
吉田 正木	吉田本家山林部代表・三重県林業経営者協会事務局長	林業

五十音順・敬称略

(2) みえ森と緑の県民税の普及啓発

(平成 26 年度上半期広報実績)

※平成 26 年 4 月～9 月末までに実施した各種広報実績のうち、みえ森と緑の県民税を活用したものを下線表示しています。

1 紙面による広報

(ア) 広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載
4 月号 (データ放送版)
5 月号 (データ放送版)
6 月号 (紙面(県税 COLUMU)及びデータ放送)

(イ) 経済団体、市町等の協力

- ・ 経済団体等の協力による会報記事掲載 3 件
- ・ 市町の協力による広報記事掲載 1 件

(ウ) チラシ・ポスター

- ・ リーフレットを市町や県庁舎、ショッピングセンター等で配架しました。
累計 33,710 部
 - ・ ポスターを市町や県庁舎等の他、コンビニエンスストアに掲示しました。
累計 1,190 枚
 - ・ チラシをショッピングセンターで配架しました。 700 枚
 - ・ 法人向け申告書送付の際にチラシを同封しました。 累計 23,836 枚
 - ・ 自動車税納税通知書の送付にチラシを同封しました。
5 月 564,248 枚
 - ・ 個人住民税の特別徴収義務者への特別徴収税額決定通知書に
チラシ等を同封しました。 5 月 248,400 枚
 - ・ 個人住民税の普通徴収の納税通知書等にチラシを同封しました。
6 月 440,740 枚
 - ・ 特別徴収義務者に従業員用のチラシを送付しました。
76 社 2,717 枚
- #### (エ) その他
- ・ 「森林づくりニュース」を発行し(4、6、8 月)、県庁舎や関係団体窓
口、ショッピングセンター等に配架しました。 累計 7,500 部
 - ・ 個人住民税の特別徴収の税額決定通知書等に説明を追記しました。
5 月、6 月

2 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM 三重 番組内での告知
7 回 (4/7、4/17、5/21、6/17、8/22、9/5、9/29)

3 テレビによる広報

- ・ 三重テレビ 6 月 13 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・ 三重テレビ 9 月 12 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「もっと安全・ほっと安心」
(尾鷲市の「木とふれあう学校環境づくり事業」(みえ森と緑の県民税
市町交付金事業)の紹介)

(3) みえ森と緑の県民税関連データ管理事業

みえ森と緑の県民税関連の県営事業及び市町交付金事業の実績等を管理するため、県と市町とのデータ交換が可能なソフトを新たに導入し、台帳管理やデータの整理等を行います。

1. 事業内容

(1) 新しいソフトの導入

市町が EXCEL で作成した市町交付金事業の実績等データを簡単に GIS へ反映することができ、県営事業と併せて面的または点的の色塗りや台帳管理ができるソフトを導入します。

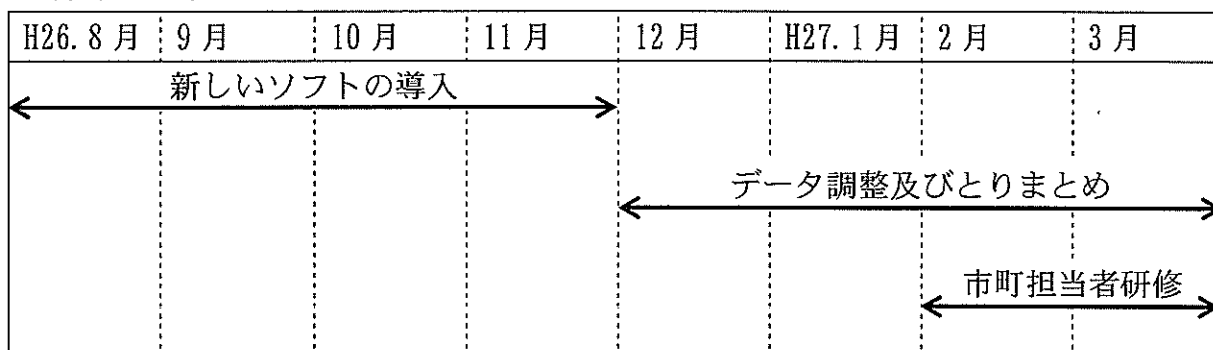
(2) データ調整及びとりまとめ

当該ソフトにおいてとりまとめた市町交付金事業の実績等データを県の森林 GIS に取り込むためのデータ調整を行います（今年度は実証試験）。

(3) 市町職員研修

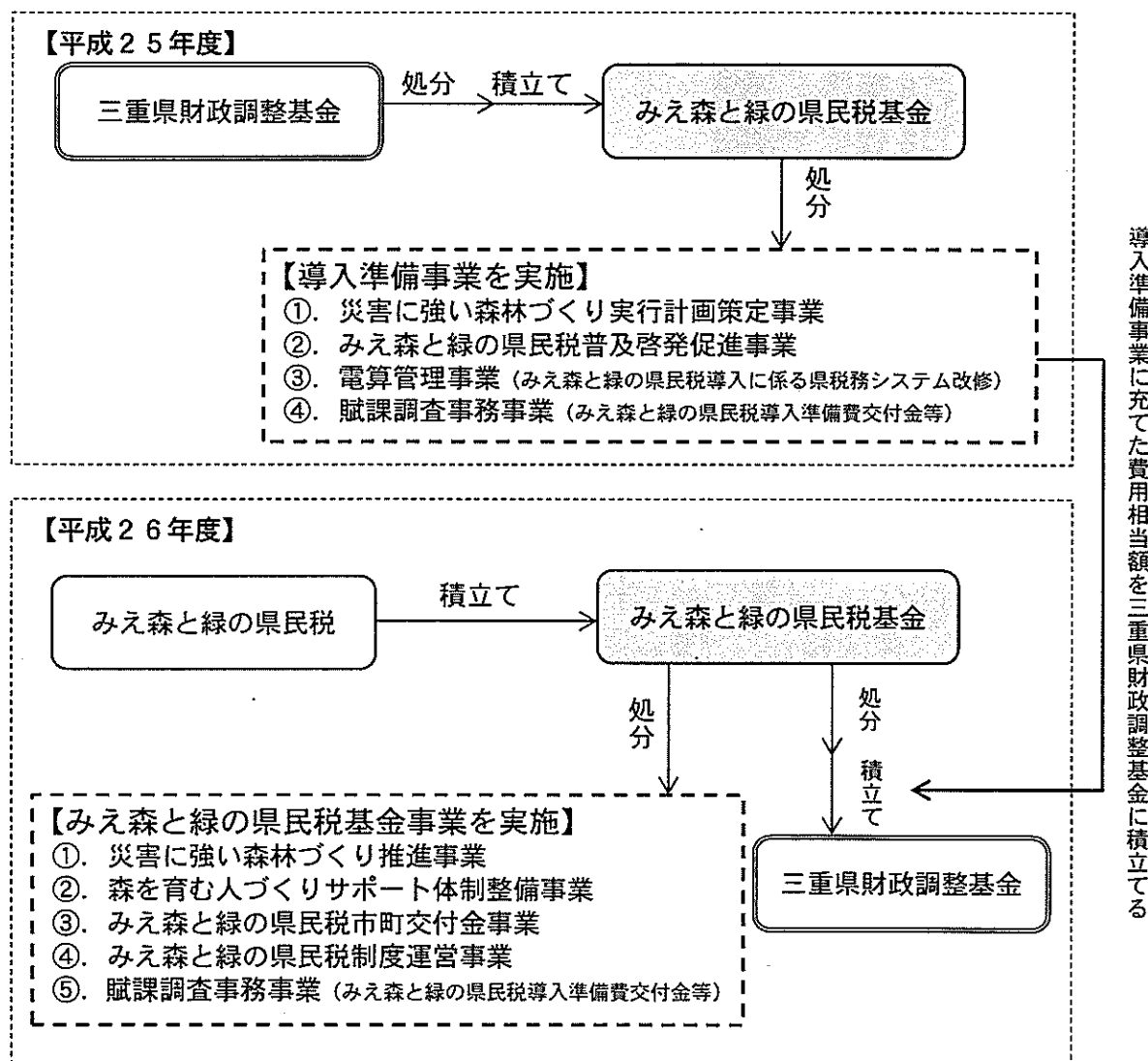
当該ソフトが取り込めるファイル形式での市町交付金事業の実績等データの報告を徹底するため、全市町担当職員を対象に研修会を実施します。

2. スケジュール



平成26年度みえ森と緑の県民税制度運営事業 (三重県財政調整基金への積立)

平成25年度において「三重県財政調整基金」から繰り入れて、「みえ森と緑の県民税」の導入準備事業（県及び市町の税システム改修等、災害に強い森林づくり実行計画策定、みえ森と緑の県民税普及啓発促進）に活用した費用相当額について、平成26年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を積み立てた「みえ森と緑の県民税基金」から繰り入れて「三重県財政調整基金」に積み立てます。



平成25年度導入準備事業一覧

事業名	決算額(円)	担当部
①. 災害に強い森林づくり実行計画策定事業	9,347,810	農林水産部
②. みえ森と緑の県民税普及啓発促進事業	7,592,672	
③. 電算管理事業（みえ森と緑の県民税導入にかかる県税務システム改修）	14,227,500	総務部
④. 賦課調査事務事業（みえ森と緑の県民税導入準備費交付金等）	3,298,493	
合計	34,466,475	—

通知書に同封するチラシと通知書説明追記例 (その1)

みえ森と緑の県民税

西日本は砂害を防止し、水を貯えるなど、私たちの暮らしにかかせない大切な働きを持っています。しかし、近年は山崩れ、急激な気候変動などによって森林が減少しており、集中豪雨の発生が増加していることも考えあわせると、山崩れなどの災害が発生する危険性が高まっています。

このようなことから、三重県では「国策に強い森林づくり」と「国民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成28年4月1日からみえ森と緑の県民税を導入しました。くらしの安全、安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さんのご理解、ご協力を願います。

「みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)のしくみ」

納める方	課税対象	納める額	納税の方法	適用期間	課税期間	課税制度
1月1日現在で三重県内に住所がある個人、法人等(個人の住民税均等割の納税義務者)	個人住民税均等割(個人の住民税均等割の納税義務者)	年間 1,000円 みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割は、下記の額の合計となります。	個人住民税均等割の10%(超過割) 個人住民税として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	平成28年度分から	施行後おこなわれることを見込んでいます。	課税する事業等は、第三者機関等により評価額を算出し、結果は納税の額を算出して公表いたします。
個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	平成28年度4月1日現在に課税される事業等は、個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。	個人住民税均等割に上乗せして納めていただきます。 負担額の概により 負担額の約10%(超過割) 法人の課税額として、従来の市町村税と合わせて、市別に納税していただきます。

平成26年度からの個人住民税(県民税・市町村長税)の均等割額

課税対象	課税額	合計
個人住民税均等割	1,000円	3,000円
みえ森と緑の県民税(超過課税)	1,000円	4,000円
個人住民税均等割	500円	1,000円
みえ森と緑の県民税(超過課税)	500円	1,000円
合計	2,500円	3,500円
みえ森と緑の県民税(超過課税)	500円	4,000円

【個人住民税の課税特別措置】が適用されます。

東日本大震災を契機に、各地が公共団体が震災対策に実施する防災のための事業を推進するため、臨時特別措置として平成26年度から平成28年度までの10年、個人住民税の均等割額が一律に、毎年1,000円引き上げられます。(個人住民税500円・個人住民税均等割500円)削減分は、地方公共団体が実施する防災、減災等に充てられます。

●引上げの措置
●適用の措置
●課税の措置
●課税の措置
●課税の措置
●課税の措置

通知書同封チラシ (表面)

Q&A

Q1 納税額が増えるのか？
A 個人住民税均等割にみえ森と緑の県民税(超過課税)を上乗せして納めていただきます。負担額は従来の個人住民税均等割額にみえ森と緑の県民税(超過課税)の1,000円が加算されます。

Q2 納税額が増えるのか？
A 個人住民税均等割にみえ森と緑の県民税(超過課税)を上乗せして納めていただきます。負担額は従来の個人住民税均等割額にみえ森と緑の県民税(超過課税)の1,000円が加算されます。

Q3 納税額が増えるのか？
A 個人住民税均等割にみえ森と緑の県民税(超過課税)を上乗せして納めていただきます。負担額は従来の個人住民税均等割額にみえ森と緑の県民税(超過課税)の1,000円が加算されます。

Q4 納税額が増えるのか？
A 個人住民税均等割にみえ森と緑の県民税(超過課税)を上乗せして納めていただきます。負担額は従来の個人住民税均等割額にみえ森と緑の県民税(超過課税)の1,000円が加算されます。

Q5 納税額が増えるのか？
A 個人住民税均等割にみえ森と緑の県民税(超過課税)を上乗せして納めていただきます。負担額は従来の個人住民税均等割額にみえ森と緑の県民税(超過課税)の1,000円が加算されます。

お問い合わせ先

三重県庁 総務課 課税課 059-421-3013
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3014
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3015
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3016
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3017
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3018
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3019
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3020
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3021
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3022
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3023
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3024
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3025
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3026
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3027
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3028
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3029
 三重県庁 総務課 課税課 059-421-3030

通知書同封チラシ (裏面)

通知書に同封するチラシと通知書説明追記例（その2）

「みえ森と緑の県民税（県民税の超過課税）」について

特別徴収義務者様

平素は、三重県行政の推進に各別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 三重県では、「反省に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から、「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

ご負担いただく金額は、県民税均等割に上乘せする形で、1年間に、個人では千円、法人では県民税均等割額の10%相当額（2千円～8万円）となります。納めていただいた税金は、洪水や山崩れに強い森林づくりのほか、子どもたちへの森林環境教育や、県産材を活用した公共建築物等の木造化などに役立てていきます。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

なお、市町村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）にも説明を記載してありますが、スペースが限られていることから、詳細については記載しておりません。

ご案内いただいたままです。別紙のチラシを提示いただくなど、税の制度等につきましてはお問い合わせください。また、従業員の方へのチラシの配布等にご協力いただければ幸いです。また、従業員の皆様へのチラシの配布等にご協力いただければ幸いです。また、従業員の皆様へのチラシの配布等にご協力いただければ幸いです。

三重県〇〇県民事務所 課税課
 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 E-mail：〇〇〇〇@prof.mie.jp

通知書（特別徴収義務者用）同封チラシ

税額の計算方法

① 総所得金額
 ② 所得控除額
 ③ 課税標準額
 1,000円未満切捨て
 ④ 市民税税率
 6%
 ⑤ 県民税税率
 4%
 ⑥ 市民税額
 ⑦ 均等割額
 3,500円
 ⑦ 均等割額
 2,500円
 ⑧ 合計年税額
 (特別徴収税額)

※平成26年度から、市民税と県民税のそれぞれに「防炎施設費」500円、県民税には「みえ森と緑の県民税」1,000円を首んだ額となっています。

◎税率
 ・均等割 市民税 3,500円 県民税 2,500円
 ・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

◎税額控除(前用金額控除)
 区 分 市民税 県民税
 配当用又は株式譲渡所得前 〇% 〇%

◎税額控除(配当割又は株式譲渡所得割の控除)
 配当用又は株式譲渡所得前 〇% 〇%

◎寄附金控除

$$= (A + B) \times \text{控除率} - 2,000 \text{円} \times 10\% (\text{市民税 } 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%)$$

$$= (A + B) \times \text{控除率} - 2,000 \text{円} \times (90\% - \text{前年の所得控除の限率税率} \times 1.02) \times (\text{市民税 } 60\% \cdot \text{県民税 } 40\%)$$
 ※寄附金控除は市民税・県民税の課税標準控除後所得割額の10%が上限です。
 ※所得控除は市民税・県民税の課税標準控除後所得割額の10%が上限です。
 ※所得控除は市民税・県民税の課税標準控除後所得割額の10%が上限です。

税額決定通知書（納税義務者用）追記例